

岩倉市市民参加条例検討委員会議事録

会議名称	第10回岩倉市市民参加条例検討委員会	
開会及び閉会日時	平成27年3月13日(金) 午後2時から午後4時55分	
開催場所	岩倉市役所 大会議室	
委員長氏名	小林 慶太郎	
出席委員 所属等、氏名	四日市大学教授 岩倉市区長会 ローカル・ワイド・ウェブいわくら いわくら・ユニバーサルデザイン研究会 市民公募 市民公募 市民公募 総務部行政課長 総務部秘書課主査	小林 慶太郎 中島 徳男 安江 弘雄 大野 代志子 永野 宗久 沖田 明美 加藤 政雄 中村 定秋 兼松 英知
事務局 職氏名	企画財政課長 企画財政課主査 企画財政課主任 企画財政課主事 企画財政課主事	長谷川 忍 加藤 淳 小出 健二 須藤 隆 宇佐美 祐二
会議次第	1 あいさつ 2 議事録の承認 3 条例案の説明 4 議事 (1) 条例の構成について (2) 総則について 5 その他	
配付資料	1 次第 2 資料1：第9回検討委員会議事録 3 資料2：第9回検討委員会の協議内容に係る条文(案) 4 資料3：(仮称)岩倉市市民参加条例ワークシートNo.24～27 5 資料4：(仮称)岩倉市市民参加条例検討スケジュール(平成26～27年度)	

議事録

次第 2～5 について

2 議事録の承認

[事務局が作成した第 9 回検討委員会の議事録について承認]

3 条例案の説明

[事務局より資料 2 に基づき条文（案）について報告]

4 議事

(1) 条例の構成について [委員により検討]

委員長 平成 26 年度最後の会議となった。今後のスケジュールはどうなっているか。

事務局 当初は、平成 26 年度中の条例制定を目標としていたが、幅広く深い議論をしてもらっている関係で、改めて平成 28 年 4 月の条例施行を目標としたい。市民への周知や職員研修に要する期間も考慮して、平成 27 年 12 月議会での議決を目指す。その他の具体的なスケジュールについては資料 4 のとおりである。この検討委員会については、7 月の第 14 回を最終とし、条例素案を確定させ、市長に答申をしていただきたい。8 月下旬には、シンポジウムを開催し、並行してパブリックコメントを実施する。必要があれば、事務局が条例素案を修正し、10 月の報告会で最終案を報告する。

委員 シンポジウムやパブリックコメントで意見等が出た場合、検討委員会や委員にはどう影響するのか。

事務局 市民参加条例検討委員会条例第 5 条において、委員の任期は条例素案の策定が完了するまでと規定されているので、シンポジウムやパブリックコメントに影響を受けることはない。条例素案の修正や最終案の策定は事務局が行う。

委員長 では、条例の構成について議論したい。市民参加条例の中から住民投票を取り出して別立てとするか、全て含めて 1 本立てとするか。

委員 「市民」と「住民」の定義について整理した上で、1 本立てとするべきである。

委員 1 本立てでよいが、言葉の定義をしっかりとすることで、「市民」参加条例の中に「住民」投票が含まれることへの違和感を払拭したい。

委員 別立てとするべきである。条例を改定するなどのメンテナンスが円滑に行えるようにするべきである。

委員 1 本立ては議会との関係においてリスクが高い。例えば、住民投票の内容に異論が出ると、市民参加手続や協働について合意を得ていたとしても、条例としては議決されなくなってしまう。2 本立てであれば、互いに巻き込まれることは避けられる。

委員 何度も議会を傍聴しているが、1 本立てだと議決されにくいという印象はない。

- 委員** 「市民」と「住民」をどのように定義したとしても、条例の中に混在することへの違和感は残るのではないか。
- 委員長** できるだけ多くの人にまちづくりに参加してほしいので、「市民」については幅広く定義している。子ども、企業、市民活動団体、外国人のどれもが市民である。その内の一部が「住民」であり、住民投票に関しては対象を「住民」に限定している。この整理がしっかりとできれば違和感は残らない。ただ、別立てとなっていれば、そもそも定義にとらわれずに条例を読むことができる。
- 委員** 委員会の議論では市民、住民、住民基本台帳といった参加者の範囲を想定した上で、熟慮し議論を進めた。住民投票では、投票資格者について日本国籍を持つ住民としている。ひとつの条例とした場合、「市民」や「住民」など定義した用語の置き換えや用語の使い分けのハードルが下がってしまうことを懸念する。また、市民討議会においては、国籍は不問で、住民基本台帳から無作為抽出することになっているため、外国籍の住人だけが選出される可能性がある。外国籍の住民の比率を何人中何人までと制限すべきである。
- 委員** 市民参加手続と住民投票と協働は、市民参加という枠組みの中で全てリンクしている。広い意味で言えば、誰もが市民である。人と人との繋がりや絆を大切にしまちづくりを進めていくという観点に立てば、それぞれを独立させるのではなく、1本立てとする必要もあるかもしれない。「市民」と「住民」を定義するよりも、単純に住民投票の投票資格について規定するほうがよい。
- 委員** 誰にとっても分かりやすい条例にするべきである。
- 委員** 現行法の未成年に関して、重大な犯罪をしても少年法の規定、保護観察等の措置で公民権の停止とならない場合がある。市は把握し対処できるのか。
- 委員長** 事務局に問うが、公職選挙法における選挙権について、選挙権を持つ年齢を満18歳以上にする公職選挙法改正案が今国会で成立した場合、この条例にどのような影響があるのか。この条例では現段階で「満18歳以上」と規定しているが、議論の中では公職選挙法に基づくべきという意見も出ていた。法改正案の成立と、この条例案の策定の時期がちょうど重なる可能性がある。
- 事務局** たしかに、公職選挙法に基づくと規定してしまえば簡単だとは思う。ただ、この検討委員会での議論の成果である、「満18歳以上の日本国籍を有する者」を投票資格者とする岩倉ならではの特徴はなくなってしまう。また、今後、さらに公職選挙法が改正されて有権者の年齢がさらに下がる可能性もある。例えば、満16歳以上などとなった場合に、単純に追随してよいかどうかの議論はされていない。
- 委員** 国の基準に従うことは一つの方法だと思う。公職選挙法に基づくと規定しておけば、仮に満18歳以上からさらに満16歳以上に下がったとしても、条例を改正せずに済む。

委員 公職選挙法に基づくと定めておき、附則で、改正公職選挙法の施行までの間については満18歳以上と規定すればよい。

委員 同意である。

委員長 具体的にどう規定するかも重要ではあるが、まずは条例の構成をどうするかを決めたい。何らかの形で、「市民」や「住民」の定義等における混乱を防ぐことができれば1本立てにできそうだがどうか。

委員 文章による説明だけで理解できるかどうか疑問である。

委員 自治基本条例の中での住民の定義が不明瞭なので、なおさら市民参加条例の中で明確に定義する必要がある。

事務局 自治基本条例の解説においても、住民の定義については住民投票条例の中で定義することとしている。

委員 解説に大きな効力はないので、ここでしっかりと定めておいたほうがよい。

委員長 1本立てとするのであれば、市民や住民の定義は不可欠であるが、別立てとする場合は必要性が薄れる。言葉の定義そのものの重要性を鑑みれば、1本立ての方が望ましいとも言える。

事務局 もともと、住民投票は市民参加の手法のうちの一つであるため、市民参加条例から独立させることは不自然かもしれない。

委員 図などを使って分かりやすく定義できるのであれば、1本立ての方がよい。

委員 同意である。別立てとすると、それぞれに、条例の目的などを規定する必要も出てくる。

委員 市民と住民の定義がしっかりできるのであれば1本立てがよい。

委員長 では、条例の構成について結論を出したい。ホワイトボードの図(※)で示されたように何らかの形で分かりやすく補っていく前提で、1本立てとすることでよいか。

委員 異議なし。

委員長 次に、総則について議論する。No.24「目的、定義」について、目的を条文構成案のとおり「市民参加及び協働並びに住民投票に関し基本的な事項を定めることにより、市民主体の自治の推進を図ること」としてよいかどうか。

委員 市民主体の自治と併せて協働のまちづくりも推進する。また、広く市民の意見を聞き、市政に活かすことも目的の一つであるため、追記するべきである。

委員 「市民の意見を聞く」という表現が、上から目線になっているのではないか。

委員 意見を聞く際に、どのようにして市民を特定するのか。

委員長 技術的な面について課題はあるし、行政の努力が必要ではあるが、まずは目的をどう規定するかを決めたい。「市民を主体とした自治を推進し、協働によるまちづくりと市民の意見を広く市政に反映させることを目的とします」としてはどうか。反映さ

せると表現することで、上から目線を避けることができる。

委員 異議なし。

委員長 では次に、定義する用語について議論したい。審議会等・アンケート・意見交換会・公聴会・市民討議会・パブリックコメント手続・政策提案制度・市民登録制度の、市民参加手続に関する8つについて定義することを想定しているが、他に定義すべき用語はあるか。

委員 自治基本条例と重複するかもしれないが、分かりやすくするために市民参加条例においても「市民」と「住民」を定義すべきである。

委員長 他に何かあるか。

委員 行政が市民の意見を集める機会ばかりで、市民から意見を述べる機会が少ないのではないか。例えば名古屋市には、市民が議会で発言できる市民3分間議会演説制度というものがある。参考にしたい。

委員長 市民参加の手続だけが挙げられていることに違和感があるかもしれない。自治基本条例第3条に規定されている定義についても踏襲するということを書きおいてもよい。

委員 「非公開情報」について定義したい。氏名や住所などいわゆる個人情報のみを非公開とし、できる限り開かれた市政を保障したい。

委員長 岩倉市情報公開条例ではどのように規定してあるのか。

事務局 第6条において、第1項「個人に関する情報であつて、個人が特定され又は特定されうるもの」を始め第8項までに定める事柄が記録されている文書を、公開をしないことができる公文書として規定している。

委員 それらが含まれているだけで、その文書すべてを非公開にできてしまう可能性がある。個人情報に該当する部分のみを非公開とするべきである。

委員長 事務局から提示された条例構成案では、会議録の作成において、「非公開情報を除き、会議録を作成して速やかに公開する」と表現されている。これを見る限りでは、非公開情報が含まれていたとしても、文書すべてが非公開となることはない。また、そもそも個人情報以外にも非公開とすべき事柄があると思われる。それらをすべてこの条例の中で定義することは難しい。ただ、この議事録には残るので、条例に反映できなかつたとしても、そのような懸念をこの会議で発言する意味はある。

委員 条例構成案には続きがあり、「ただし、会議を非公開とした場合は、会議録を公表しないことができる」となっている。一度非公開となった会議録が、そのまま非公開であり続けることは問題ではないか。

委員 事後評価ができなくなり、透明性が失われてしまう。

事務局 もとものの市の規定で、永続的に非公開とする場合と一定期間後に公開とする場合

に分けられている。

委員長 それを含めて、どの用語をこの条例で定義するか。非公開情報については、後で条例全体のバランスを見て、定義するかどうかを決めることにする。市民参加手続に関する8つの用語と市民及び個人について定義することでよいか。

委員 異議なし。

委員長 先に話に出た、名古屋市の市民3分間議会演説制度のような制度を、市民参加手続の中に組み込むかどうか。

委員 議会に関するものまで含める必要はない。

委員 政策提案制度によって提案された政策について、提案者が直接議会で発言できる機会があるといいのではないか。

委員長 提案を検討するのは執行機関であり、そこで採用となって初めて議会に諮ることになる。政策提案制度の定義において、「執行機関は提案された政策について、当該提案に係る代表者からの意見聴取など、総合的に提案し」と意見聴取の機会について触れることはできる。議会は、自らの権限で提案者を呼び出すことはできるので、この条例に規定する必要はないのではないか。

委員 名古屋市の制度は、具体的な提案発言の場というよりも、市民の議会への関心を高め、議会を身近なものに感じてもらうための場として実施されている。市民参加や協働の一面として取り入れてはどうかという思いで発言した。

委員長 議会の役割については、今後議論するNo.26「各主体の役割と責務」において検討することとし、規定するのであれば「議会は市民の意見を幅広く聞くように努めること」といった趣旨で検討する。次に、No.25「市民参加の基本原則」について議論する。まず、基本原則を規定するかどうか。

委員 自治基本条例と照らし合わせることを前提にするのではなく、市民参加条例だけで完結させるために、基本原則を規定するべきである。

委員 「目的」と重複するので必要ない。「各主体の役割と責務」の中で規定すれば足りる。

委員長 「各主体の役割と責務」については、自治基本条例でも規定しているため、市民参加条例の中では、市民参加や協働に特化して規定することになる。そうであれば、基本原則を規定する必要はないかもしれない。

委員 自治基本条例に規定してあったとしても、必ずしもすべての条例で「自治基本条例に基づく」ことを記述するとは限らない。例えば、議会基本条例にはそのような記述は存在しない。

事務局 議会基本条例が自治基本条例より先に制定されたためである。

委員 自治基本条例第19条で、自治基本条例を最高規範とした法体系を構築することと規

定しており、自治基本条例施行後はこのことを意識している。現在3月議会に諮っている公益的通報に関する条例においても、「自治基本条例第20条第4項の規定に基づき」と記述している。

委員 理解できたので、基本原則は規定しなくてもよい。

委員長 では、他に意見がないので現時点では基本原則は規定しないこととする。

委員 市民参加に関して、何らかの事情で参加できない人や参加しない人を理解し許容する精神についてどこかで触れるべきである。

委員 市民の役割と責務の中で規定してはどうか。

委員 反対である。積極的な市民参加を推進するための条例なので、参加しないことを受け入れるための規定は必要ない。むしろ、参加するように働きかける精神が必要である。

委員長 もちろん、積極的な市民参加を前提としているが、中には、何らかの事情で参加できない人も存在する。参加できない人や参加しない人が、肩身の狭い思いをすることは避けたい。前提として積極的な市民参加を求め、但し書きなどで、参加できない人や参加しない人への配慮を謳うべきではないか。

委員 日進市の「市民参加及び市民自治活動条例」第3条第3項において、市民の役割と責務として、参加できない市民に対しての説明責任について規定している。

事務局 自治基本条例第6条第3項で、市民は、行政サービスその他行政の執行に対して「応分の負担」をするものと規定しており、それぞれの状況に応じた可能な範囲での負担について保障している。

委員 市民の市政への参加については、選挙で投票するという参政権の行使によって果たされている。この条例を根拠に、必要以上の参加を強制されるような状況は避けたい。

委員長 参加することが望ましいが、参加できなくても仕方ないという表現が必要だということである。では、このことを含めて「各主体の役割と責務」について次回の会議で検討することとし、本日の会議を終了する。

5 その他

今後の日程 第11回 平成27年4月17日（金）会議室7 午後2時から4時30分まで

(注) 4 ページ (※) で示された図は以下のとおりです。

図 市民と住民の関係図

